

規格・基準等の事前意図公告

〔貿易の技術的障害に関する協定 2.9.1 及び 5.6.1 に基づく公告です。〕

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示 の制定について

下記のとおり、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示の制定を行う予定ですので、お知らせします。ご意見のある場合には、下記の要領でご提出ください。

記

1. 件名 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示の制定について
2. 対象品目 自動車(関税番号 87.01、87.02 及び 87.04)
3. 趣旨及び目的 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものに対する排出ガス規制について、以下の改正を行う。
 - ① 排出ガス規制値を強化する。
 - ② 排出ガス試験サイクルに過渡試験サイクル (LSI-NRTC: Large Spark Ignition engines Non-Road Transient Cycle) 及び定常試験サイクル (7M-RMC: 7 mode Ramped Modal Cycle) を追加する。
 - ③ ブローバイ・ガス還元装置 (原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。) の備え付けを義務付ける。
4. 施行予定日 2024 年 1 月頃
5. 意見提出先 国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課
東京都千代田区霞が関 2-1-3 (〒100-8918)
電話 03-5253-8111 : 内線 42522 (車両基準・国際課)
FAX 03-5253-1639 (車両基準・国際課)
6. 意見提出期限 通報開始日より 60 日後